

令和8年度 京丹後市 商工業・企業立地等支援制度



京丹後市商工観光部商工振興課

〈令和8年4月20日現在〉

※記載の内容は、発行時点のものになります。詳細は、各課のホームページをご確認ください。

P4~
P9

金融関連支援制度

- | | | |
|---|---------------------|-----|
| 1 | 商工業振興融資制度 | p.4 |
| 2 | 信用保証料補助 | p.5 |
| 3 | 経営力向上企業支援利子補給金 | p.6 |
| 4 | 新型コロナウイルス感染症対策利子補給金 | p.7 |
| 5 | 無利子・無担保融資対応利子補給制度 | p.8 |
| 6 | 地域総合整備資金貸付制度 | p.9 |

P10~
P13

農業・商工業等支援制度

- | | | |
|----|------------------|------|
| 7 | 経営開始資金 | p.10 |
| 8 | 商工業支援補助金 | p.11 |
| 9 | 製造業経営基盤強化推進事業補助金 | p.12 |
| 10 | 小規模生産基盤整備事業費補助金 | p.12 |
| 11 | 織物技術指導事業助成金 | p.13 |

P14~
P15

創業・承継支援

- | | | |
|----|---------------------------|------|
| 12 | 創業・承継支援補助金 | p.14 |
| | 『創業相談窓口』のご案内と特定創業支援事業について | p.15 |

P16~
P19

企業立地支援制度

企業立地支援制度	p.16
13 企業立地助成金	p.17
14 企業立地奨励金	p.18
15 企業立地奨励品交付制度	p.18
16 企業立地支援専門家派遣事業	p.19

P20~
P21

人材育成支援制度

17 職業能力向上支援補助金	p.20
18 企業人財確保支援事業補助金	p.21

P22~
P27

その他補助金・制度

19 ふるさと産品創出等支援事業（#ふるさと納税 3.0）	p.22
20 先端設備等導入計画の認定	p.23,24
21 コミュニティビジネス応援補助金	p.25
22 脱炭素重点対策加速化事業補助金	p.26,27

①	商工業振興融資制度	【融資】
		商工振興課 TEL0772-69-0440
内容	<p>商工業者等の方が、事業資金が必要になったとき、この制度を利用して下記の取扱金融機関から融資を受けることができます。(ただし、市・金融機関・保証協会の審査により、融資が受けられない場合があります。)</p> <p>▶融資限度額 3,000 万円(ただし、この制度による融資の借入現残高を含む。)</p> <p>▶資金使途 運転資金及び設備資金(いずれも本制度に基づく京都信用保証協会の信用保証付融資の既往借入金返済資金を含む。)</p> <p>▶融資期間 運転資金:原則 5 年以内 設備資金:原則 7 年以内</p> <p>▶融資利率 年 2.0%</p> <p>▶返済方法 均等月賦返済(なお、取扱金融機関及び保証協会との相談により、最大 6 か月間元金の返済の据え置き可能。)又は融資期間満了時の一括返済(但し融資期間が一年以内のものに限る。)</p> <p>▶保証人と担保 中小企業者の方が利用される場合、原則信用保証協会の保証が必要</p>	
対象者	<p>▶次のすべてに該当する商工業者等の方</p> <p>①市内で事業を行い、市内に住所を有する個人事業者の方又は市内に所在地を有する法人事業者の方</p> <p>②同一事業を 6 か月以上営んでいる方</p> <p>③企業発展に真に熱意を持ち、又経営内容が明らかである方</p> <p>④貸付金の返済が確実に認められる方</p> <p>⑤信用保証協会の保証対象業種を営んでいる方</p>	
申請方法等	<p>事前に借入予定の金融機関にご相談の上、下記書類を添えて商工振興課へ提出してください。</p> <p>①京丹後市商工業振興融資申込書</p> <p>②融資の審査・協議・あっせんにあたり、市・取扱金融機関が必要とする書類(決算書・営業許可書・資格証など)</p>	
受付期間	随時	
その他	京丹後市信用保証料補助金(p.5)の対象融資制度です	

②	信用保証料補助	【保証料補助】																
		商工振興課 TEL0772-69-0440																
内容	<p>中小企業者等の方が、「京都府中小企業融資制度」又は「京丹後市商工業振興融資制度」(p.4の制度)に基づき、信用保証協会の保証を得て事業資金を借り入れた場合、支払った保証料に対し補助金を交付します。</p> <p>▶補助金額 借入保証額に応じ、次のとおり補助金を交付(1 事業者 1 年度あたり上限 40 万円) ただし、借換資金が含まれている場合は借換資金相当分の保証料は補助対象外</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>借入保証額(借換資金に相当する部分を除く)</th> <th>補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100 万円以内</td> <td>保証料の 80%</td> </tr> <tr> <td>100 万円を超え、300 万円以内</td> <td>保証料の 70%</td> </tr> <tr> <td>300 万円を超え、500 万円以内</td> <td>保証料の 60%</td> </tr> <tr> <td>500 万円を超え、700 万円以内</td> <td>保証料の 50%</td> </tr> <tr> <td>700 万円を超え、1,000 万円以内</td> <td>保証料の 40%</td> </tr> <tr> <td>1,000 万円を超え、2,000 万円以内</td> <td>保証料の 30%</td> </tr> <tr> <td>2,000 万円を超える場合</td> <td>保証額 2,000 万円相当分の保証料の 30%</td> </tr> </tbody> </table> <p>▶対象融資 「京都府中小企業融資制度」又は「京丹後市商工業振興融資制度」</p>	借入保証額(借換資金に相当する部分を除く)	補助率	100 万円以内	保証料の 80%	100 万円を超え、300 万円以内	保証料の 70%	300 万円を超え、500 万円以内	保証料の 60%	500 万円を超え、700 万円以内	保証料の 50%	700 万円を超え、1,000 万円以内	保証料の 40%	1,000 万円を超え、2,000 万円以内	保証料の 30%	2,000 万円を超える場合	保証額 2,000 万円相当分の保証料の 30%	
	借入保証額(借換資金に相当する部分を除く)	補助率																
100 万円以内	保証料の 80%																	
100 万円を超え、300 万円以内	保証料の 70%																	
300 万円を超え、500 万円以内	保証料の 60%																	
500 万円を超え、700 万円以内	保証料の 50%																	
700 万円を超え、1,000 万円以内	保証料の 40%																	
1,000 万円を超え、2,000 万円以内	保証料の 30%																	
2,000 万円を超える場合	保証額 2,000 万円相当分の保証料の 30%																	
対象者	<p>▶次のすべてに該当する中小企業者等の方</p> <p>①市内に住所を有する個人事業者(市外で事業を行う方にあつては、京丹後市税条例第 23 条第 1 項の規定に基づく市民税の納税義務者等である方)又は、市内に所在地を有する法人事業者</p> <p>②現に事業を営んでいる方</p> <p>③市税等(市税・延滞金及び督促手数料)を滞納していない方</p>																	
申請方法等	<p>申請書に必要事項を記載し、借入金融機関の証明を受けた上で商工振興課又は各市民局へ提出 【受付期間:随時(ただし、融資を受けた年度の 3 月末まで)】</p>																	

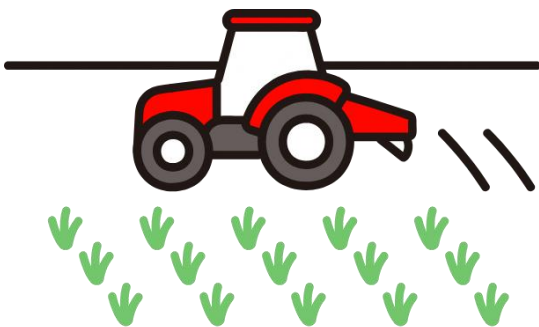
③	経営力向上企業支援利子補給金	【利子補給】
		商工振興課 TEL0772-69-0440
内容	<p>中小企業者等の方が、「経営力向上計画」の認定を受け、経営力を向上させる取組を行うための設備投資にかかる事業資金を金融機関から借入れ、利子を支払われた場合、負担された利子に対し補給金を交付します。</p> <p>▶補給率 借入利率のうちの0.1%分</p> <p>▶限度額 1事業者1年度あたり20万円</p> <p>▶対象利子 毎年1月1日から12月31日までに支払われた利子 ※ただし、初回の利子支払月から起算して60か月目となる月までに支払われた利子に限る。</p> <p>▶補給対象融資の算入限度額 補給対象期間の初日現在の借入残額と同期間中の新規借入額の合計額で、設備投資1億1,000万円に相当する分の利子が補給対象。</p>	
対象者	<p>▶次のすべてに該当する中小企業者等の方</p> <p>①市内に住所を有する個人事業者(市外で事業を行う方にあつては、京丹后市税条例第23条第1項の規定に基づく市民税の納税義務者等である方)又は市内に所在地を有する法人事業者</p> <p>②現に事業を営んでいる方</p> <p>③経営力向上計画で主務大臣の認定を受けた方</p> <p>④信用保証協会の保証対象業種を営んでいる方</p> <p>⑤市税等(市税・延滞金及び督促手数料)を滞納していない方</p>	
申請方法等	<p>下記書類を商工振興課又は各市民局に提出(受付期間:令和9年1月4日~令和9年1月29日)</p> <p>▶(株)京都銀行・京都北都信用金庫・但馬信用金庫で借入れされた融資</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請書(株)京都銀行・京都北都信用金庫・但馬信用金庫(民間金融機関用)) ・承諾書兼手数料口座振替依頼書 ・経営力向上計画申請書写し(別紙経営力向上計画を含む) ・経営力向上計画に係る認定について(認定通知等写し) <p>▶(株)日本政策金融公庫・(株)商工組合中央金庫で借入れされた融資</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請書(株)日本政策金融公庫・その他政府系金融機関等で借入れされた融資用) ・利息支払証明書及び支払済額明細書 ・経営力向上計画申請書写し(別紙経営力向上計画を含む) ・経営力向上計画に係る認定について(認定通知等写し) 	
その他	補給対象期間中は毎年申請が必要です	

④	新型コロナウイルス感染症対策利子補給金	【利子補給】
		商工振興課 TEL0772-69-0440
内容	<p>新型コロナウイルス感染症が拡大する中、市内の中小企業者等が、事業資金を借り入れられその利子を支払われた場合に負担された利子に対し補給金を交付します。</p> <p>▶補給対象融資</p> <p>①京都府中小企業融資制度 ②京丹後市商工業振興融資制度 ③政府系金融機関融資制度</p> <p>※国(独立行政法人中小企業基盤整備機構)が実施する新型コロナウイルス感染症特別貸付に係る特別利子補給制度(全額補給)を利用している場合は、この制度は利用できません。</p> <p>▶補給率 借入利率のうち初回利子支払月から36月目までは0.46%、37月目からは0.23%</p> <p>▶限度額 1事業者1年度あたり100万円</p> <p>▶対象利子 毎年1月1日から12月31日までに支払われた利子 ※ただし、初回利子支払月から起算して72月となる月の末日までに支払われた利子</p> <p>▶補給対象融資の算入限度額 補給対象期間の初日現在の借入残額と、同期間中の新規借入額の合計額で、1億1,000万円に相当する分の利子が補給対象。</p>	
対象者	<p>▶次のすべてに該当する中小企業者等の方</p> <p>①市内に住所を有する個人事業者(市外で事業を行う場合は、京丹後市税条例第23条第1項の規定に基づく市民税の納税義務者等)又は市内に所在地を有する法人事業者</p> <p>②京都信用保証協会の保証対象業種を現に営んでいること</p> <p>③市税等(市税・延滞金及び督促手数料)の滞納がないこと</p>	
申請方法等	<p>下記書類を商工振興課又は各市民局に提出(受付期間:令和9年1月4日~令和9年1月29日)</p> <p>▶(株)京都銀行・京都北都信用金庫・但馬信用金庫で借入された融資</p> <p>①京丹後市利子補給金申請書(株式会社京都銀行・京都北都信用金庫・但馬信用金庫用)</p> <p>②承諾書兼手数料口座振替依頼書</p> <p>▶(株)日本政策金融公庫・政府系金融機関で借入された融資</p> <p>①京丹後市利子補給金申請書(株式会社日本政策金融公庫・政府系金融機関等用)</p> <p>②誓約書</p> <p>③日本政策金融公庫の場合 : 「利息支払証明書」及び「お支払済額明細書」の写し 商工組合中央金庫の場合 : 金融機関の押印がある「融資元帳」</p>	
その他	補給対象期間中は毎年申請が必要です	

⑤	無利子・無担保融資対応利子補給制度	【利子補給】 商工振興課 TEL0772-69-0440
		内容
対象者	<p>▶次のすべてに該当する中小企業者等の方</p> <p>①市内に住所を有する個人事業者(市外で事業を行う場合は、京丹後市税条例第23条第1項の規定に基づく市民税の納税義務者等)又は市内に所在地を有する法人事業者</p> <p>②京都信用保証協会の保証対象業種を現に営んでいること</p> <p>③市税等(市税・延滞金及び督促手数料)の滞納がないこと</p>	
申請方法等	<p>下記書類を商工振興課又は各市民局に提出(受付期間:令和9年1月4日~令和9年1月29日)</p> <p>▶(株)京都銀行・京都北都信用金庫・但馬信用金庫で借入された融資 ①京丹後市利子補給金申請書(株式会社京都銀行・京都北都信用金庫・但馬信用金庫用) ②承諾書兼手数料口座振替依頼書</p> <p>▶(株)日本政策金融公庫・政府系金融機関で借入された融資 ①京丹後市利子補給金申請書(株式会社日本政策金融公庫・政府系金融機関等用) ②国の「特別利子補給助成金確定通知書」の写し ③日本政策金融公庫の場合 : 「利息支払証明書」及び「お支払済額明細書」の写し 商工組合中央金庫の場合 : 金融機関の押印がある「融資元帳」</p>	
その他	補給対象期間中は毎年申請が必要です	

⑥	地域総合整備資金貸付制度	【設備投資資金貸付】
		商工振興課 TEL0772-69-0440
内容	<p>市が金融機関等と共同して地域振興に資する民間事業活動(起業又は事業拡大)を支援するため、一般財団法人地域総合整備財団の支援を得て、民間事業者に対して長期の無利子融資を行います。</p> <p>▶貸付額 貸付対象費用の60%以内の額</p> <p>▶貸付利率 無利子 ※返済期間:20年以内(5年以内の据置期間含む) ※償還方法:元金均等半年賦償還</p> <p>▶対象費用 ①設備の取得などにかかる費用 ②試験研究開発費など当該設備の取得に伴い、必要となる付随費用</p>	
対象者	<p>▶法人格を有する民間事業者など</p> <p>【条件】</p> <p>①営業開始に伴い、地域内において1人以上の新たな雇用の確保が見込まれること</p> <p>②用地取得などの契約後5年以内に営業が開始されること</p>	
その他	<p>民間金融機関等の確実な保証人の連帯保証が必要になります 利用にあたっては一般財団法人地域総合整備財団の審査があります</p>	

⑦	経営開始資金	【新規就農者支援】
		農業振興課 TEL0772-69-0410
内容	<p>次世代の農業の担い手を育成、確保するため、一定の要件を満たす青年就業者に対し、最長3年間、経営開始資金を交付します。</p> <p>▶最長3年間、経営開始資金(最大12.5万円/月)を交付</p> <p>【採択要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①次世代を担う農業者になることについて強い意志を有していること ②独立・自営就農時の年齢が50歳未満であること ③青年等就農計画の認定を受けていること ④その他、国が定めた要件等を満たすこと 	
対象者	独立・自営就農時の年齢が50歳未満の方	



事業者の方が下記の補助対象事業を実施された場合、その経費に対して補助金を交付します。

事業名	①ブランド戦略 PR 事業	②知的財産権取得支援事業
概要	(1)新商品・新製品開発事業 ・新商品・新製品・新サービスなどを開発するため、原則年間1テーマに絞って開発を行う事業 (2)国内外販路開拓促進事業 ・自ら開発した製品及びサービス等の販路を開拓するため、展示会への出展などを行う事業	自ら開発した製品等の高付加価値化を目的に知的財産権の取得を行おうとする事業
要件	(1)新商品・新製品開発事業 ・規格、構造などが全く新しい商品、製品の開発が対象 ・開発が外注加工や委託のみによる場合は、補助対象外 (2)国内外販路開拓促進事業 ・不特定多数の来場者が見込まれる展示会等への出展事業又は自らが主催する催事開催事業で、府外で2日間以上連続して行われるもの ・市内団体等が行う展示会開催事業等で、市が補助金を交付する等して支援する事業に参加する場合及び会場において直接販売を行う場合は、補助対象外	・知的財産基本法(平成14年法律第122号)第2条第2項に規定する知的財産権のうち、特許権、実用新案権、育成者権、意匠権、著作権、商標権の取得を行おうとするもの ・他の事業者等から知的財産権の譲渡、又は実施許諾を受ける場合や、専ら取得した知的財産権を他人に譲渡し、又はその使用に供することにより利益を得る目的をもって行う場合は補助対象外
対象者	市内中小企業者等	市内中小企業者等
対象経費	(1)原材料費、設計費、試作費など (2)出展小間料、会場使用料、備品借上料、旅費、広告宣伝費、通訳料など	弁理士依頼料、出願料、審査請求料、翻訳料
補助金額	(1)対象経費の1/2以内 上限30万円 (新商品などを製造するための機械器具の製造開発を伴う場合は上限50万円) (2)対象経費の1/2以内 上限20万円(国外は40万円) 市内グループは、当該額にグループ内の事業者数を乗じて得た額を上限とする。 (1)及び(2)の両事業を実施する場合は、上記補助限度額の合計額を限度額とする。	対象経費の1/2以内 上限20万円 市内グループは、当該額にグループ内の事業者数を乗じて得た額を上限とする。
その他	(1)1つの事業への補助は2年度限り (2)1つの事業への補助は1年度限り 1中小企業者等につき、補助金の交付は年1回限り	

内容
・
対象申請
方法等

申請書に必要書類を添えて、商工振興課へ提出してください
【受付期間:公募期間内(市HPや広報紙などでご案内します)】

その他

事業着手前に(計画段階で)申請してください
交付要件等詳しい内容についてはお問い合わせください

⑨	製造業経営基盤強化推進事業補助金	【製造業への補助】
		商工振興課 Tel 0772-69-0440
内容	<p>京丹後市の織物業及び機械金属業をはじめとする製造業の経営基盤の強化を図るため、省力化、高付加価値化及び生産設備の高度化その他生産性の向上及び需要の多様化への対応に係る設備投資を支援します。</p> <p>▶補助額 補助対象経費の1/3以内(上限250万円、下限10万円) ※ただし、市及び市以外の補助金の交付合計額が、補助対象経費の2/3の額を超えないこと</p> <p>▶対象経費 機械装置購入費、備品購入費、※情報通信機器購入費、ソフトウェア購入費※、外注加工費、運搬費、設置費等 ※生産活動の高度化・省力化等(DX)に資するものであって、用途が明確なものに限り対象とします。ただし、汎用的に使用可能であり、生産活動との関連が明確でないものは対象外とします。</p>	
対象者	<p>▶次の①から④までの条件を全て満たす事業者</p> <p>①市内に住所を有する個人事業者又は市内に所在地を有する法人事業者</p> <p>②日本標準産業分類の「大分類 E-製造業」に属する事業者 ※織物業については、日本標準産業分類の「中分類 11 繊維工業」に属する事業者(織物業のほか、撚糸業、整経業、紋工業および精練整理加工を行う事業者)</p> <p>③国の「経営力向上計画」の認定を受けた事業者、又は事業が完了するまでに認定を受ける見込みのある事業者</p> <p>④市税等(市税・延滞金及び督促手数料)を滞納されていない事業者</p>	
申請方法等	<p>申請書に必要書類を添えて、商工振興課へ提出 【受付期間:4月1日(水)~5月29日(金)】</p>	

⑩	小規模生産基盤整備事業費補助金	【織物関連業への補助】
		京丹後市商工会 Tel 0772-62-0342
内容	<p>織物業及びその関連産業事業者が小規模な基盤整備のために市内で行う生産設備の新設、更新、改良事業等の経費の一部を補助します。</p> <p>▶補助対象経費 機械装置購入費、備品購入費、外注加工費、運搬費、設置費、消耗品購入費等(製品に係るものは除く)※消費税は対象外</p> <p>▶補助金額 補助対象経費の1/3以内(上限10万円) ただし、対象経費の合計が3万円未満又は30万円以上の場合には対象外 ※交付決定日以降の納品・請求・支払いが対象</p>	
対象者	<p>織物関連業(織物業・撚糸業・整経業・紋工業・精練整理加工業)を営む、市内に事業所を有する個人事業者または法人事業者で、事業(取組み)の実施場所が市内であること。 ※同じ事業(取組み)で国や府、市等の公的な補助金、助成金等の交付を受けている場合、または受けることが決まっている場合は対象外</p>	
申請方法等	<p>京丹後市商工会(本所又は各支所)へお問い合わせください。</p>	

内容

織物事業者が織物技術指導を受けられる際、その経費の一部を助成します。

▶補助対象経費 織機調整等に要した費用(機料品購入費等は対象外)

▶補助金額 下記のとおり織物技術指導に要した経費区分に応じた額

指導経費	補助金額
9,000 円以上	6,000 円
8,000 円	5,300 円
7,000 円	4,500 円
6,000 円	3,800 円
5,000 円	3,000 円
4,000 円	2,500 円
3,000 円	2,000 円
2,000 円	1,500 円

※指導経費に千円未満の端数が生じた場合はその端数を切り捨てた額を基準とします。

※補助対象となる指導経費は、指導に要した時間が 1 時間未満のときは 3,000 円、2 時間未満のときは 4,500 円を上限額とします。

※1事業者に対する助成金は、年間3万円を限度とします。

対象者

織物関連業(織物業・撚糸業・整経業・紋工業・精練整理加工業)を営む、市内に事業所を有する個人事業者または法人事業者で、事業(取組み)の実施場所が市内であること

申請方法等

京丹後市商工会(本所又は各支所)へお問い合わせください



⑫	創業・承継支援補助金		【創業・承継支援】
			商工振興課 Tel0772-69-0440
内容	新規創業及び事業承継される場合、その経費に対して補助金を交付します。		
	▶補助対象経費 市内で創業・事業承継(信用保証協会の保証対象となる業種の創業に限る)をする際に要する経費		
		【創業支援事業】	【事業承継支援事業】
	対象経費	施設購入費、工事費、備品購入費、 広告宣伝費	専門家経費、移転・移設費、工事費、備 品購入費、広告宣伝費
補助率・補助金額	【補助率】 対象経費の 1/4 以内 【補助上限】 50 万円 ※空き店舗・空き工場を活用する 場合は 100 万円	【補助率】 対象経費の 1/4 以内 【補助上限】 50 万円	
事業実施期間	交付決定後～令和9年3月1日(月)まで		
対象者	<p>▶次の①から④までの条件をすべて満たす方</p> <p>①次の(1)から(4)のいずれかの業種に該当する方 ※資本金等の要件もありますので別途ご確認ください。</p> <p>(1)製造業、建設業、運輸業その他 (2)卸売業 (3)サービス業 (4)小売業</p> <p>②次のいずれかに該当する方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内に住所を有する又は事業完了時点で市内に住所を有する見込みの個人 ・市内に所在地を有する又は事業完了時点で市内に所在地を有する見込みの法人 <p>③対象となる事業活動を市内で行う事業者の方</p> <p>④市税等(市税・延滞金及び督促手数料)に滞納がない事業者の方</p>		
申請方法等	<p>申請書に必要書類を添えて、商工振興課へ提出【受付期間:令和8年7月31日まで】</p> <p>※申請にあたり『京丹後市創業・承継支援補助金申請要項』を必ずご確認ください。</p> <p>※予算額の上限に達した場合は、受付期間内であっても受付を終了します。</p> <p>※創業についての相談は随時受け付けています。</p>		

創業をお考えの方へ

『創業相談窓口』のご案内と特定創業支援事業について

[商工振興課 TEL0772-69-0440]

京丹後市では、地域での創業促進に向け、創業支援事業者と連携して作成した「京丹後市創業支援事業計画」に基づき、市内各所に『創業相談窓口』を開設しています。

創業をお考えの方はお気軽にご相談ください。

創業相談窓口の実施機関		所在地	開設時間	電話番号
京丹後市役所 商工観光部商工振興課		京丹後市網野町網野 385-1 ---令和8年5月11日以降--- 京丹後市峰山町杉谷 889	平日 9:00~16:30	0772-69-0440
京丹後市商工会	本所	京丹後市峰山町杉谷 836-1	平日 8:30~17:00	0772-62-0342
	大宮支所	京丹後市大宮町周枳 1		0772-68-0038
	網野支所	京丹後市網野町網野 238-4		0772-72-1863
	丹後支所	京丹後市丹後町間人 2623		0772-75-2222
	弥栄支所	京丹後市弥栄町和田野 971		0772-65-3137
	久美浜支所	京丹後市久美浜町 847		0772-82-0155
公益財団法人京都産業 21 北部支援センター		京丹後市峰山町荒山 225	平日 8:30~17:00	0772-69-3675
公益財団法人丹後地域地場産 業振興センター		京丹後市網野町網野 367	毎日(臨時休業日を除く) 8:30~17:15	0772-72-5261

▶特定創業支援事業とは

創業支援事業者が創業希望者等に継続的な支援を行い、経営、財務、人材育成、販路開拓の全てについて指導助言を行う事業です。

京丹後市で実施する特定創業支援事業は次のとおりです。

創業支援事業者	特定創業支援事業の内容
京丹後市商工会(本所及び5支所)	●経営支援員による伴走型支援(随時) ●専門家派遣による個別支援(随時) ●創業ゼミ
京都産業 21 北部支援センター	●職員による伴走型支援(随時) ●専門家派遣による個別支援(随時)

※1 か月以上の期間にわたり延べ4回以上の支援を受け、経営、財務、人材育成、販路開拓のノウハウを習得できたと認められる場合を特定創業支援事業とします。

▶特定創業支援事業を受けた場合のメリット

- ①創業前の方や創業後5年未満の個人が会社を設立する際の登録免許税半額
- ②信用保証協会による無担保、第三者保証人なしの創業関連保証を事業開始6か月前から利用可能
(保証の特例を受けるには諸手続きが必要)
- ③日本政策金融公庫の新規開業支援資金の貸付利率の引き下げ対象として利用可能
(別途、審査を受ける必要あり)
- ④小規模事業者持続化補助金(国)の<創業型>の申請に必要な証明書の発行

▶メリットを受けるには

特定創業支援事業を受けたことについて、京丹後市長の証明が必要です。

証明を受けようとする場合は、所定の証明申請書を市に提出してください。市は、創業支援事業者に支援内容を確認の上、証明書を発行します。

企業立地支援制度

[商工振興課 TEL0772-69-0440]

市内で新增設に伴い次の助成金(⑬、⑭、⑮、⑯)を受けようとする場合は、事前に市から「事業所の指定」を受ける必要があります。

▶対象業種・対象要件等

次の表の左欄に掲げる業種又は事業を行うにあたり、投下固定資産額及び雇用者の数の要件をいずれも満たすもの

業種又は事業	要件	
	投下固定資産額(※2)	雇用者
○地域農林水産資源を活用する製造業 ○製造業類似事業(※1)のうち農業に属する事業	500 万円以上	市民の正規雇用者が3人以上 (中小企業は2人以上)増加すること。
○情報関連産業	300 万円以上	
○上記以外の製造業 ○上記以外の製造業類似事業(※1) ○道路貨物運送事業 ○運輸に付帯するサービス業 ○倉庫業 ○自然科学研究所	1,000 万円以上	
○製造業及び情報関連産業のうち本社機能の新設等を行う事業	3,800 万円以上(中小企業は 1,900 万円以上)ただし、土地の取得費を除く。	市内の常用雇用者 10 人以上の増加(中小企業者が新設等を行う場合は同5人以上の増加)

※1 製造業類似事業とは、「京都府産業立地戦略 21 特別対策事業費補助金」の交付対象となる「製造業に属する事業に類する事業」です。

※2 投下固定資産額とは、土地(操業開始日前 3 年以内に取得したものに限り)、家屋、償却資産(操業開始日から 3 年経過する年の 1 月 1 日までに取得したものに限り)の取得価格(土地造成費と家屋建築費を含みます。)のことを言います。

一定規模以上の投資及び市民正規雇用者の増加を伴い京丹後市内に事業所の新設又は増設された事業主に対し、市民の正規雇用増加数に応じて助成金を交付します。

- ▶助成金額 事業所の新増設に伴い増加した市民の正規雇用者数×100万円を限度とする
▶対象経費(助成金を充当できる経費)

区分	対象経費		対象金額
投資助成	用地取得費	土地取得費(市工業団地を除く)及び造成費	5%以内
	家屋・償却資産取得費	家屋(従業員住宅含む)及び償却資産(事業用再生可能エネルギー生産設備含む)の取得費	5%以内
	環境整備費	緑地又は環境施設の整備費	5%以内
	新規採用従業員研修費	従業員研修経費で、研修参加負担金・講師謝金及び旅費又は講師派遣料、会場使用料	100%以内
操業助成	土地・建物貸借料	土地及び建物の貸借料(敷金・権利金等を除く)	50%以内
	電気料金・水道料金	電気料金及び水道料金	50%以内
	情報通信費	インターネット接続回線利用料及び同接続サービス利用料(情報関連産業は電話料金含む)	50%以内
	地元食材購入費	市内生産者から購入した事業用食材	20%以内
	市内事業所発注費	市内事業所に発注した物品及び役務で、1事業所に対し100万円を超えて発注したもの	15%以内
資金調達助成	借入金支払利息	土地の取得造成費、家屋・償却資産の取得費、環境整備費の取得のための借入金の利子額の全額	100%以内
雇用助成	正規雇用者人件費	増加した市民の正規雇用者数一人あたり40万円(障害者は+10万円)	-

- ▶交付期間 操業開始日の6か月後から3年度間
(操業開始日から起算して半年後、1年半、2年半を基準として行った投資が対象)

事前に市から「事業所の指定」を受けたうえで、以下の要件を満たし、市税等(市税(水道料を対象経費として助成金を交付する場合は水道料を含む)及び附帯金)を滞納していない事業主

業種又は事業	要件	
	投下固定資産額(※2)	雇用者
○地域農林水産資源を活用する製造業 ○製造業類似事業(※1)のうち農業に属する事業	500万円以上	市民の正規雇用者が3人以上(中小企業は2人以上)増加すること。
○情報関連産業	300万円以上	
○上記以外の製造業 ○上記以外の製造業類似事業(※1) ○道路貨物運送事業 ○運輸に付帯するサービス業 ○倉庫業 ○自然科学研究所	1,000万円以上	
○製造業及び情報関連産業のうち本社機能の新設等を行う事業	3,800万円以上(中小企業は1,900万円以上)ただし、土地の取得費を除く。	市内の常用雇用者10人以上の増加(中小企業者が新設等を行う場合は同5人以上の増加)

対象者

⑭	企業立地奨励金	【事業所新增設への奨励】
		商工振興課 Tel.0772-69-0440
内容	<p>企業立地助成金交付制度と同じく事業所の指定を受け、京丹後市内に事業所を新設又は増設された事業主に対し、「企業立地助成金」とは別に「企業立地奨励金」を交付します。</p> <p>▶助成金額 新增設された事業所の投下固定資産(土地、建物、償却資産)に対し課税された固定資産税の額を限度とする。</p> <p>▶交付期間 新設・増設された事業所に対して最初に課税された年度から5年度間(毎年度交付)</p>	
対象者	「企業立地助成金」交付制度に定める基準と同じ。	
その他	「土地」は操業開始日前3年以内に取得したもの、「償却資産」は操業開始日から3年経過する年の1月1日までに取得したものに限り。	

⑮	企業立地奨励品交付制度	【事業所新增設への奨励】
		商工振興課 Tel.0772-69-0440
内容	<p>企業立地助成金交付制度と同じく事業所の指定を受け、一定規模以上の投資及び雇用を伴い、市内に新設又は増設された事業所の事業主に対し、奨励品を交付します。</p> <p>▶奨励品 営業用自動車1台の購入に必要な経費(最高200万円) ※車両本体及び附属品にかかる経費のみ ※消費税及び地方消費税相当額を除く</p>	
対象者	<p>▶対象業種 企業立地助成金交付制度と同じ</p> <p>▶次の①～③すべてを満たす事業者の方</p> <p>①投下固定資産額が3億円以上あること</p> <p>②市民正規雇用増加数が10人以上であること</p> <p>③操業開始日から起算して奨励品の耐用年数が経過する日までの間継続して操業が行われる見込みであること</p>	
その他	自動車の登録にかかる手数料や諸税は、事業者の負担となります。	

京丹後市では、市内に初めて企業立地を行う事業者に対し、企業立地を円滑に推進し、早期の雇用創出と産業の振興を図るため、ニーズに応じて専門家を派遣します。

▶派遣する専門家

中小企業診断士、社会保険労務士、弁理士、行政書士

▶対象条件等

次の①～③すべてを満たす事業者の方

- ①はじめて市内に企業立地を行う者で、「京丹後市企業立地支援事業実施要綱第4条に基づく指定事業」事業所の指定の対象と見込まれること
- ②新たに10人以上(市民5人以上を含む)を正規雇用者として雇用する予定であること
- ③市税等に滞納がないこと

▶派遣期間

一の企業立地あたり1回限り

▶派遣する専門家

専門家1人あたり20万円以内の額(一の企業立地につき最大50万円)

※京丹後市企業立地支援事業実施要綱第4条の規定に基づく事業所の指定の対象

次の表の左欄に掲げる業種又は支援事業を行うにあたり、投下固定資産額及び雇用者の数の要件をいずれも満たすもの

業種又は事業	投下固定資産額	雇用者の数
地域農林水産資源を活用する製造業及び製造業類似事業のうち農業に属する事業	500万円以上	市民の正規雇用者3人以上の増加 (中小企業者が新設等を行う場合は同2人以上の増加)
上欄に定めるものを除く製造業、製造業類似事業、道路貨物運送業、倉庫業及び運輸に附帯するサービス業	1,000万円以上	
自然科学研究所	1,000万円以上	
情報関連産業	300万円以上	
製造業及び情報関連産業のうち本社機能の新設等を行う事業	3,800万円以上(中小企業者が新設等を行う場合は1,900万円以上)ただし、土地の取得費を除く。	市内の常用雇用者10人以上の増加 (中小企業者が新設等を行う場合は同5人以上の増加)
その他市長が別に定める業種	市長が別に定める額	市民の正規雇用者3人以上の増加 (中小企業者が新設等を行う場合は同2人以上の増加)

⑰	職業能力向上支援補助金	【受講料の補助】
		商工振興課 Tel0772-69-0440
内容	<p>職業能力の向上(知識及び技能の修得)を目的として、下記研修に受講費を自費で負担し参加された場合、負担された受講料に対し補助金を交付します。</p> <p>▶補助対象の研修 次のうち、資格や技術を習得する研修 (特定の会員などを対象とするものや、趣味・健康増進を目的とするものは対象外)</p> <p>①職業訓練法人丹後地域職業訓練協会が実施する研修 ②京丹後市商工会が実施する研修 ③公益財団法人丹後地域地場産業振興センターが実施する研修 ④中小企業大学校、京都府中小企業技術センターなどが実施する研修</p> <p>▶補助金額 受講料の 1/2 以内(千円未満切り捨て) ※ただし、1 人につき 2 万円/年度を上限</p>	
対象者	<p>▶次のすべてに該当する市民の方(市内に住所を有している方)</p> <p>①受講する年度の年度末で満 65 歳以下であること ②受講にあたり受講料を自費で負担したこと(勤務先が負担する場合は対象外) ③下記(ア)~(ウ)のいずれかに該当すること (ア)対象となる研修の受講を開始時点で、事業所に勤務している方 (イ)対象となる研修の受講を開始時点で、事業を営んでいる方 (ウ)対象となる研修の受講を開始時点で、離職している方で、この補助金の申請日までに公共職業安定所(ハローワーク)への求職手続きを行った方 ④市税等(市税、延滞金及び督促手数料)を滞納していないこと</p>	
申請方法等	<p>受講終了後、申請書に必要書類を添えて、商工振興課又は市民局へ提出 【受付期間:受講を修了した年度末まで】</p>	
その他	<p>予算との関係から、上記の率を下回ったり、交付されない場合があります。</p>	

市内の民間企業等が、企業の成長を後押し・牽引する高度な知見や経験を有する人材及び新たな人材を雇用・確保する場合に、その必要経費、支給額の一部を支援します。

内容

①	<p>高度人材確保事業</p> <p>市外在住の高度人材を、転入を伴って雇用する場合の家賃補助にあたる福利厚生費に対する補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助率:1/2 以内(千円未満切捨て) ・上限額:3 万円/月/人 (期限:申請から 3 ヶ年間)
②	<p>副業・兼業人材確保事業</p> <p>京都府プロフェッショナル人材戦略拠点が実施する副業・兼業マッチング事業を通じて、副業・兼業人材を活用しようとする市内事業者に対して補助金を交付。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象経費:有料職業紹介事業者への登録料、求人掲載料、人材紹介手数料 ・補助率:1/2 以内(千円未満切捨て) ・上限額:1 事業者あたり 20 万円/年度 ※人材紹介手数料については 10 万円/年度(府補助と同額に設定)
③	<p>お試し就労人材確保事業</p> <p>インターンシップを希望する学生・求職者)を受け入れる事業所が、受け入れに際して本人又は直接に支払った交通費・宿泊費に対して補助するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助率:対象経費の 1/2 以内(千円未満切り捨て) ・上限額:1 事業者あたり 5 万円/年度

対象者

▶次の要件をすべて満たす事業者

①	京丹後市内に住所を有する個人又は市内に事業所を置く法人若しくは団体
②	<p>次のいずれにも該当しない者</p> <ul style="list-style-type: none"> ①市税等(京丹後市税条例(平成16年4月1日条例第80号)第3条に規定する市税並びに同第19条に規定する延滞金及び同第21条に規定する督促手数料)の滞納がある者 ②京丹後市暴力団排除条例(平成24年京丹後市条例第39号)第2条第4号に規定する暴力団員等である者 ③風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する性風俗関連特殊営業を行う者 ④政治団体 ⑤宗教法人

申請方法等

申請書に必要書類を添えて、商工振興課へ提出してください
【受付期間:公募期間内(市HPや広報紙などでご案内します)】

①9	ふるさと産品創出等支援事業		【ふるさと納税返礼品】 生産施設・設備の新增設
	(#ふるさと納税 3.0)		ふるさと応援推進課 Tel.0772-69-1100
内容・ 対象者	<p>新たなふるさと産品を創出しようとする事業者や既存産品の改良、増産等に取り組む事業者に対し、ふるさと納税制度を活用したクラウドファンディングにより集まった寄附金を財源として、補助金を交付します。</p>		
	事業名	ふるさと産品創出支援事業	ふるさと産品生産強化等支援事業
	補助対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・新たに創出したふるさと産品を、市のふるさと納税の返礼品として登録する意思を有する者 ・市内に事業所等を有する、または開設を予定する者で、当該補助金の交付決定の日から5年以上継続して補助事業を行う意思を有する者 	<ul style="list-style-type: none"> ・改良、増産等した既存のふるさと産品を市のふるさと納税の返礼品として登録する意思を有する者 ・市内に事業所等を有する、または開設を予定する者で、当該補助金の交付決定の日から5年以上継続して補助事業を行う意思を有する者
	補助金額	集まった寄附金の10分の4の額。ただし、補助対象経費の額の合計額を上限とする。	
補助対象経費	<p>新たなふるさと産品の生産、製造及び加工に要する施設・設備等に関するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工場・作業場等の建物取得に係る建設費 ・建物付帯設備の整備または取得に要する経費 ・新たなふるさと産品創出に要する構築物の取得及び機械装置等の取得に係る経費 ・建物賃借による増改築費 <p>備品購入費(新たなふるさと産品創出に要するものに限り)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託費(新たなふるさと産品創出に要するものに限り) ・外部評価費(新たなふるさと産品創出に要するものに限り) ・その他新商品・新サービス開発等に要する経費 	<p>既存のふるさと産品生産強化等に要する施設・設備等に関するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工場・作業場等の建物取得に係る建設費 ・建物付帯設備の整備または取得に要する経費 ・既存のふるさと産品生産強化等に要する構築物の取得及び機械装置等の取得に係る経費 ・建物賃借による増改築費 <p>備品購入費(既存のふるさと産品生産強化等に要するものに限り)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託費(既存のふるさと産品生産強化等に要するものに限り) ・外部評価費(既存のふるさと産品生産強化等に要するものに限り) ・その他既存のふるさと産品生産強化等に必要と認める経費 	
申請 方法等	<p>企画提案応募書に必要な書類を添えて、ふるさと応援推進課へ提出 詳しい内容についてはお問い合わせください。 相談は随時受け付けています。</p>		

中小企業等経営強化法に基づく、中小企業の設備投資を支援するための、「先端設備等導入計画」の認定の受付を行っております。

市の認定を受けた設備等は、固定資産税の特例措置や信用保証協会による金融支援を受けることが可能となります。

▶先端設備導入計画の主な要件

【計画期間】 計画認定から3年、4年または5年

【労働生産性】

計画期間内において、基準年度(直近の事業年度末)比で労働生産性が年平均3%以上向上すること。

労働生産性の計算式:(営業利益+人件費+減価償却費)/労働投入量

営業外利益による利益は加味しません。

人件費は、販売管理費のみならず製造原価に係る労務費をはじめとする人件費や役員給与、賞与、福利厚生費等を入れることができます。

減価償却費は、会計上の減価償却費。製造原価及び一般管理費における減価償却費のどちらでも対象になります。

労働投入量=労働者数または労働者数×1人あたり年間就業時間。役員についても含めることができます。

【先端設備等の種類】

労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に直接供される下記設備

減価償却資産の種類:機械装置、測定工具及び検査工具、器具備品、建物附属設備、ソフトウェア

【計画内容】

導入促進指針及び京丹後市導入促進基本計画に適合するものであること。

先端設備等の導入が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

認定経営革新等支援機関(商工会議所、商工会等)において、事前確認を行った計画であること。

▶固定資産税の特例措置

市の認定を受けた「先端設備等導入計画」に基づき、一定の条件を満たす設備を導入した場合、該当する償却資産に係る固定資産税を軽減します。

▶固定資産税の特例を受けるための要件

対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・資本金もしくは出資金の額が1億円以下の法人 ・資本金もしくは出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人 ・常時使用する従業員数が1,000人以下の個人
対象設備	投資利益率が年平均5%以上の投資計画に記載された設備で、認定経営革新等支援機関が「先端設備等に係る投資計画に関する確認書」を発行する下記の設備 【減価償却資産の種類(最低取得価格)】 <ul style="list-style-type: none"> ・機械装置(160万円以上) ・測定工具及び検査工具(30万円以上) ・器具備品(30万円以上) ・建物附属設備(※)(60万円以上) ※家屋と一体で課税されるものは対象外
取得時期	計画認定後から令和9年3月31日
その他要件	生産、販売活動等のように直接供されるものであること/中古資産でないこと

(注)固定資産税の特例を受ける際には、計画認定後に税務申告が必要になります。

詳細は京丹後市税務課(電話:0772-69-0180)までお問い合わせください。

内容

▶信用保証協会による金融支援

中小企業者は、「先端設備等導入計画」の実行にあたり、民間金融機関から融資を受ける際、信用保証協会による信用保証のうち、普通保険等通常枠とは別枠での追加保証が受けられます。金融支援の活用を検討される場合は、「先端設備等導入計画」を提出する前に、関係機関にご相談ください。(京都信用保証協会:075-354-1011)

中小企業等経営強化法第2条第1項で規定する「中小企業者」が対象です。

中小企業等経営強化法第2条第1項の定義 政令指定業種

業種分類		資本金の額または出資の総額	常時使用する従業員の数
製造業その他(※1)		3億円以下	300人以下
卸売業		1億円以下	100人以下
小売業		5千万円以下	50人以下
サービス業		5千万円以下	100人以下
政令指定業種	ゴム製品製造業(※2)	3億円以下	900人以下
	ソフトウェア業または情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
	旅館業	5千万円以下	200人以下

(※1)製造業その他は上記の卸売業から旅館業まで以外の業種が該当します。

(※2)自動車または航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。

対象者

◆認定を受けられる中小企業者に該当する法人形態等について

- 1.個人事業主
- 2.会社(会社法上の会社(有限会社を含む。))
- 3.企業組合、協業組合、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、商工組合(「工業組合」「商業組合」を含む。)、商工組合連合会(「工業組合連合会」「商業組合連合会」を含む。)、商店街振興組合、商店街振興組合連合会
- 4.生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会、酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合、酒販組合連合会、酒販組合中央会、内航海運組合、内航海運組合連合会、技術研究組合

※1、2については上記表に該当する必要があります。

4については、構成員の一定割合が中小企業であることが必要です。

※1 の場合は開業届が提出されていること、法人(2 から 4)の場合は法人設立登記がされていることが必要です。

(注)固定資産税の特例措置を受けることができる対象は規模要件が異なりますので、ご注意ください。

申請方法等

- 1.中小事業者等から経営革新等支援機関へ事前確認を依頼
- 2.経営革新等支援機関から中小事業者等へ事前確認書を発行
- 3.中小事業者等は「先端設備等導入計画」を市区町村へ申請
- 4.市区町村が計画を認定
- 5.中小事業者等が設備を取得

(注)設備等の取得は計画の認定後であることにご注意ください。

②1	コミュニティビジネス応援補助金	【応援補助金】
		地域コミュニティ・にぎわいづくり課 Tel.0772-69-1050
内容	<p>京丹後市では、過疎化・高齢化の進行に伴い、各種産業の活性化、福祉・医療・子育てなどの様々な分野で社会的課題が顕在化する中、地域資源や地域環境を活かし市民が中心となって社会的課題の解決を推進するため、「京丹後市コミュニティビジネス応援条例」を制定し、コミュニティビジネスの創出と育成を支援しています。</p> <p>※コミュニティビジネスとは… 市民が主体となり、ビジネスの手法を用いて地域の課題を解決していくための事業。事業を安定的・継続的に行うために必要な対価を徴収し、得られた効果は持続的な地域課題解決の推進のために広く地域に還元されるものとする。</p> <p>▶補助対象分野 次のいずれかに該当する活動分野の事業であること</p> <ol style="list-style-type: none"> ①移住又は定住促進に関する分野 ②健康づくり、支え合い・助け合いの環境づくりその他医療・福祉の推進に関する分野 ③教育、食育その他子育てに関する分野 ④安心・安全のまちづくり、地域情報化の推進、地域美化活動その他居住環境に関する分野 ⑤商店街等地域産業の活性化及びブランド化、観光の振興、情報発信その他地域資源活用に関する分野 ⑥スポーツ、社会教育及び文化芸術の振興、歴史文化の保全、活用等に関する分野 ⑦環境の保全、新エネルギーの導入その他環境型社会の構築に関する分野 ⑧農村都市交流、国際交流、大学連携その他地域間交流に関する分野 ⑨上記のほか、地域及び市民生活に関わる課題として市長が認める分野 <p>▶補助対象要件 次のすべてに該当するもの</p> <ol style="list-style-type: none"> ①京丹後市内において新たに取り組むコミュニティビジネスであること ②地域の人材及び資源を活用し、地域の課題を解決するための事業であること ③事業内容がコミュニティ(地域)に事業効果が還元される事業であること ④事業に実現性が見込まれ、及びイベント的な活動ではなく継続性が見込まれるものであること <p>▶補助対象経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業費(試作品等の作製に必要な原材料費、機械装置・工具器具の購入等に要する費用、広告宣伝費等) ・事務費(会議費、消耗品費等) <p>※地域活動団体等の運営に係る経常的な経費、人件費、食糧費、不動産の取得費又は補償費、公租公課、支払利息、手数料、税理士に支払う費用、用途が特定できない経費等は補助対象経費から除きます。</p> <p>▶補助金額 補助対象経費の 2/3 以内。ただし、個人にあっては 1/4 以内。 (一の補助対象者に対し、10 万円以上 100 万円以内)</p>	
	対象者	<p>自治会、任意団体、NPO 法人、個人等(会社法に規定する会社以外)の地域活動団体のうち、コミュニティビジネスを起こそうとする方で、次のすべてに該当する方。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①京丹後市内に住所又は主たる事業所を有する方 ②団体にあっては、組織の運営に関する規約、会則等を定め予算及び決算を適正に行っている方 ③市に納入すべき市税等(附帯金を含む)を滞納していない方
申請方法等	<p>企画書に必要な書類を添えて地域コミュニティ・にぎわいづくり課に提出してください(企画書の審査を行います)。補助金交付の申請は、企画書審査により交付が内定した後に行うこととなります。(公募期間は市 HP や広報紙などでご案内します)</p>	
その他	<p>他の補助制度(京丹後市の他の補助制度を除きます)との併用活用が可能です 一つの事業への補助は連続する2カ年度に限ります(補助額の上限は、2カ年度の合計 100 万円)</p>	

市内の方が脱炭素な循環型資源の利活用に要する費用に対し、京丹後市補助金等交付規則、京丹後市脱炭素重点対策加速化事業補助金交付要綱及び京丹後市太陽光発電設備等設置促進補助金交付要綱に基づき、補助金を交付します。

▶下表に定める要件に適合する対象事業の市内拠点(建物等)への設置・施工に要する費用

①自家消費型の太陽光発電設備の設置	次の(1)(2)いずれかに該当する事業であること (1) 補助対象者が個人である場合は、敷地内に導入する太陽光発電設備で発電する電力量の30%以上を当該補助対象者が消費すること。 (2) 補助対象者が事業者である場合は、敷地内に導入する太陽光発電設備で発電する電力量の30%以上を自家消費した上で当該自家消費分を含めて50%以上を京都府内で消費すること。
②蓄電池の設置	①の自家消費型の太陽光発電設備により発電した電力を利用する一体使用であり、設置された敷地内において定置用として使用されるものであること。
③余剰売電型の太陽光発電設備の単体設置又は太陽光発電設備・蓄電池の同時設置	太陽光発電設備及び蓄電池を同一の消費系統において同時に設置するものであること。
④木質バイオマス熱利用設備の設置	原料となる木質バイオマスの調達手段の確保が見込まれ、利用目的に対して木質バイオマス依存率が60%以上であること。
⑤既存住宅の断熱改修	高性能建材(ガラス・窓・断熱材・玄関ドア)を使用した住宅の断熱改修事業であること。

▶補助対象要件は下表のとおり

対象システム区分	運用条件(*)
自家消費型の太陽光発電設備の設置	①-a②③④⑤⑥⑦⑧⑨
蓄電池の設置	①-a②③④⑤⑥⑨
余剰売電型の太陽光発電設備の単体設置又は太陽光発電設備・蓄電池の同時設置	①-a②③④⑤⑥⑩
木質バイオマス熱利用設備の設置	①-a③④⑥⑨
既存住宅の断熱改修	①-b④⑥⑨

(*)運用条件

- ①-a 市内の住宅又は住宅として使用される予定の建物に設置されること。(住宅は、事務所等との兼用可)
- ①-b 市内の専用住宅又は専用住宅として使用される予定の建物に設置されること。
- ②市内の事業所の屋根又はその敷地内に設置されること。
- ③設置する建物、土地が補助事業者の所有物でない場合は、所有者の設置承諾を受けているものであること。
- ④市内の設置施工等業者の設置、施工又は一部施工を伴うこと。
- ⑤省エネルギーの推進、発電量の報告についてその実施意思を表明するものであること。
- ⑥CO₂の排出削減について、その取り組みに関する賛同意思を表明するものであること。
- ⑦FIT 又は FIP 制度の認定を取得しないこと。
- ⑧電気事業法第2条第1項第5号口に定める接続供給(自己託送)を行わないものであること。
- ⑨国の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領に定める要件を満たしていること。
- ⑩府の京都府家庭向け自立型再生可能エネルギー設備設置助成事業費補助金交付要領に定める要件を満たしていること。

▶補助対象経費

設備及び設置に係る経費

※その他対象とならない経費と明確に区別できるもので、契約書や見積書、領収書等の根拠書類によって金額が確認できるものに限る。

▶補助金額

補助対象事業	補助金額
①自家消費型の太陽光発電設備の設置	(個人)7万円/kW【上限70万円】 (事業者)5万円/kW【上限500万円】
②蓄電池の設置 (家庭用:12.5万円/kWh、業務用:11.9万円/kWh以下(いずれも工事費込み・税抜き)の蓄電池となるよう努めること。)	補助対象経費の1/3以内の額 【上限】次の蓄電池の1kWh当たりの価格の1/3の額 ※(家庭用)15万5千円 ※(業務用)19万円
③余剰売電型の太陽光発電設備の単体設置又は太陽光発電設備・蓄電池の同時設置	○太陽光発電設備の単体設置 1万円/kW【上限10万円】 ○太陽光発電設備・蓄電池の同時設置 以下の合計額 ①市補助(太陽光)1万円/kW【上限10万円】 ②府補助(太陽光)1万円/kW【上限4万円】 ③府補助(蓄電池)1万円/kWh【上限5万円】
④木質バイオマス熱利用設備の設置	補助対象経費の2/3以内の額【上限100万円】 ※補助対象経費が50万円を超えるものに限る。
⑤既存住宅の断熱改修	補助対象経費の1/3以内の額 ※補助対象経費が50万円以上のものに限る。 【上限】<戸建>1戸当たり120万円(内、玄関ドア5万円)

内容

補助対象者

次の要件全てを満たす方

- (1)市内に居住する(予定含む)個人又は本社若しくは生産等の拠点を有する(予定含む)事業者(個人事業主・法人等)
- (2)補助対象設備等を自ら使用すること。
- (3)市税(附帯する延滞金及び督促手数料を含む)の滞納がないこと。

申請方法等

募集要領及び申請様式に基づき申請書に必要書類を添えて生活環境課へ提出してください。
【受付期間:令和8年4月20日(月)~令和9年1月8日(金)午後4時30分必着】

その他

- ・申請前に市へ事前相談を行ってください。
- ・提出は窓口まで持参してください。
- ・市からの交付決定後に契約・工事に着手してください。
- ・本補助金は先着順のため、予算上限に達した対象設備ごとに募集を締切します。
- ・実績報告期限は令和9年2月12日(金)午後4時30分(必着)です。
- ・請求書提出期限は令和9年2月26日(金)午後4時30分(必着)です。
- ・その他、詳細については交付要綱、募集要領をご確認ください。



<お問い合わせ先>

京丹後市商工観光部（京丹後市網野庁舎） ※R8.5.11 より峰山庁舎に移転します。

商工振興課（☎:0772-69-0440 ✉:shokoshinko@city.kyotango.lg.jp）

京丹後市農林水産部（京丹後市峰山庁舎）

農業振興課（☎:0772-69-0410 ✉:nogyoshinko@city.kyotango.lg.jp）

京丹後市市長公室（京丹後市峰山庁舎）

地域コミュニティ・にぎわいづくり課

（☎:0772-69-1050 ✉:chiikicom@city.kyotango.lg.jp）

京丹後市市長公室（京丹後市峰山庁舎）

ふるさと応援推進課（☎:0772-69-1100 ✉:furusui@city.kyotango.lg.jp）

京丹後市市民環境部（京丹後市峰山庁舎）

生活環境課（☎:0772-69-0240 ✉:kankyo@city.kyotango.lg.jp）

京丹後市商工会（京丹後市商工会本所）

（☎:0772-62-0342） ✉:kyotango-sci@kyoto-fsci.or.jp）